



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会社名 ヤマト・インターストリー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉浦 大助  
(JASDAQ・コード 7886)  
問合せ先 責任者役職名 取締役管理本部統括  
氏 名 茂木 久男  
(TEL 03 - 3834 - 3111)

## 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法の定めに基づき、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）に係る定款の一部変更を決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第63回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます）に株式の併合（10株を1株に併合）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日までとされております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単위를次のとおり変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものであります。ただし、この定款の一部変更は、下記「2. 株式の併合」に記載の株式の併合に係る議案が、本株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式の併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案して、株式併合（10株を1株に併合）に係る議案を本株主総会に付議させていただくことといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日といたします。

③ 株式併合の割合

平成30年9月30日（実質上平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、株式併合の効力発生日をもって、10株を1株の割合で併合いたします。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

2,296,000株

なお、会社法第182条第2項及び第180条第2項第4号の定めに基づき、株式併合の効力発生日に、当社定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数が、現行の22,960,000株から2,296,000株に変更されたものとみなされます。

⑤ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	10,171,797株
株式併合により減少する株式数	<b>9,154,618株</b>
株式併合後の発行済株式総数	<b>1,017,179株</b>

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

⑥ 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであり、次の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみをご所有の株主様75名（所有株式数の合計95株）は、株主としての地位を失うこととなります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	834名（100.0%）	10,171,797株（100.0%）
10株未満	75名（8.9%）	95株（0.0%）
10株以上	759名（91.0%）	10,171,702株（99.9%）

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社定款は、上記「2. 株式の併合」に記載の株式の併合に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線部分に変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2, 29</u> <u>6万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2, 29</u> <u>6千株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1, 000株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

平成30年6月28日(予定) 第63回定時株主総会

平成30年10月1日(予定) 単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款の一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きとの関係で、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)により行われることとなります。

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

以上

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画（平成19年11月27日公表）」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目標とした取り組みを進めており、その期限を平成30年10月1日にすることを平成27年12月17日に公表いたしました。

これを踏まえ、東京証券取引所に上場している当社といたしましては、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

### Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、株主様が所有される当社株式の資産価値に影響はございません。株式併合により、株主様が所有される株式数は10分の1となる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	400円	400,000円		100株	4,000円	400,000円

### Q 5. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A 5. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日（実質上平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある

場合は、これを切り捨てます。) となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成 30 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	6,666 株	6 個	666 株	6 個	0.6 株
例③	1,600 株	1 個	160 株	1 個	なし
例④	178 株	なし	17 株	なし	0.8 株
例⑤	10 株	なし	1 株	なし	なし
例⑥	8 株	なし	なし	なし	0.8 株
例⑦	2 株	なし	なし	なし	0.2 株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合（上記の例②、④、⑥、⑦のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式が 10 株未満の場合（上記の例⑥、⑦のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続はありますか？**

A 6. 特に必要なお手続きはございません。なお、上記 Q 5 のとおり、10 株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

**Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？**

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

**Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？**

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社様または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

**Q 9. 受け取る配当金への影響はありますか？**

A 9. 今回の株式併合により株主様が所有される株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 1 0. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？**

A 1 0. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 28 日	第 63 回定時株主総会
平成 30 年 9 月 26 日 *	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日 *	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 30 年 11 月 *	株式併合割当通知の発送
平成 30 年 12 月 *	端数株式処分代金のお支払い

\* 平成 30 年 6 月 28 日に開催予定の第 63 回定時株主総会において、株式の併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社様または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社  
(ご連絡先) 東京都府中市日鋼町 1 - 1  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711 (通話料無料)

以上